

われはこれに反対をしたい。

次に第二の点でありますと、第二十一条第三項第一号に「毎号千部以上を」

と修正を加えようとする点であります。御当局の御説明によりますと、千部以上に限定した理由は、千部以下で

は、現行法の「政治、経済、文化その他の公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売されるものであること」と規定されています。

そのあまねくという趣旨に合致しない。こういうふうに理由づけられておりますが、これは私どもとして首肯

しがたいことであります。もう一つは、現在総司令部で新聞政策として、地方のコミュニティ・ペーパーとい

う小さな新聞を盛んに奨励しております。もう一つ

は、そういうものが第三種の新聞の取扱いを受けないということにもなりま

すので、これもわれくは文化的な政策

の見地から全面的に御撤回になるよう

に望むのであります。それから御当局の御説明によりますと、今までにも内規でやつていて、今度法文にして

もさしつかえないのではないかとおつしやいますが、一旦法文になりますと、そらは參りません。内規の場合には郵政當局にわかれ、御説明申し上げればおわかりになるかも知れぬが、一旦法律になりますれば、この解釈は郵政當局がなさるのではなくて、法務當局がされ、また裁判所がす

るのであります。その場合、一旦こう

なつていてることは御承知になつておら

れるようであります。これに対しても、ある新聞は、収入の増大をかるため

第三種で八十銭で洛めば郵送にするな

がら、少しでもこれが値上がりするな

れば、特別に新聞配達の人を雇つても、特に販売店その他の人員によるところ

の特別な方法によつて、郵送料の負担

規と今度の法文になるということとは

非常に違う。だから何でもない、今まで通りだという御説明は、私には首肯できない。大体以上の点で、今度の法律案は御撤回にならるるよう、われわれ新聞協会の理事会では決議いたしました。それを皆様にただいま御伝達いたしまして、御賢察を仰ぐ次第であります。

○池田委員長 この際津田参考人に御質疑があれば、これを許します。

○津田委員 ただいま御説明になりま

した、この改正案に対する御意見であ

りますが、それに関連して新聞広告の面を記事の面と比較しての比率が新聞

によつて違つていて、非常に広告を多くとる新聞と、日経のごとく非常に広告の少い新聞がありますが、そういう問題について、新聞協会で広告面は多くのくらいにしようというような内々の申合せでもしておられますか、お尋ねします。

○津田参考人 協会では別にそういう申合せというものはいたしません。ま

たそういう申合せをいたしましたことは、いろいろな法律に抵触いたします

ので、申合せはいたしません。大体現在の実情が三割以上になつておるとい

うことと、新聞協会としてはそれにつ

いて何も関係しておりません。

○津田参考人 第一種郵便物の認可の内規が、三分の一の広告面ということに

なつていてることは御承知になつておら

れるようであります。これに対して、ある新聞は、収入の増大をかるため

に広告に重点を置く傾向があるとい

うことは、事実上としてはそうした

漸次判断を下すようになるとと思うので

すが、そらした新聞社相互の間の自衛

規と今度の法文になるということとは

いうふうに非常に広告が多くなります。そこで、重要な事が抜けるというような

集局長で構成しております編集委員会によって、重要な事が抜けるというふうな

問題について、新聞協会で広告面は多くなることによって重要な記事の逸脱

するということは自然に避けることが

できると思います。新聞協会の編集委員会といふものは、何も権力を持つて

おるわけではありませんので、ある社

員会といふものは、何も権力を持つておるわけではありませんので、ある社

配達の方法——業として郵便配達をすることはできないよう、法律に規定されておりますが、しかし実際問題としてそ

いになりませんか。

○津田参考人 そういうことのためには、おそらく読者にとりましては新聞社は、もしもこれを負担して経営が楽になりますが、結局購読料を上げなければなりませんと、

定価が高くなると思います。新聞社は、もしもこれを負担して経営が楽になりますが、結局購読料を上げなければならぬということで、これは読者に非常に迷惑がかかる。また今販売店のお話がありましたが、販売店にこれ

を負担させるということになりますと、現在の新聞の定価の構成要素である販売手数料がどうしても上らないことになります。

おそれらぬと、どうしても上げなければならないといふことです。

おそれらぬと、どうしても上げなければならないといふことです。

おそれらぬと、どうしても上げなければならないといふことです。

おそれらぬと、どうしても上げなければならないといふことです。

おそれらぬと、どうしても上げなければならないといふことです。

おそれらぬと、どうしても上げなければならないといふことです。

おそれらぬと、どうしても上げなければならないといふことです。

おそれらぬと、どうしても上げなければならないといふことです。

おそれらぬと、どうとも上げなければならないといふことです。

おそれらぬと、どうとも上げなければならないといふことです。

おそれらぬと、どうとも上げなければならないといふことです。

おそれらぬと、どうとも上げなければならないといふことです。

おそれらぬと、どうとも上げなければならないといふことです。

おそれらぬと、どうとも上げなければならないといふことです。

ておるのです。こういう点について、そういう負担が増大する分についての負担額の一部を、地方民に負担してもらうといふような案を考えられたこと

はないでしょうか。

○津田参考人 ただし先ほどちょっと申し落しましたが、現在の購読料はマル公でござります。もしもこういふふうにいろ／＼出費が余分に多くなればならない。そうすれば購読料をどう負担させるということになりますと、現行の新聞の定価の構成要素である販売手数料がどうしても上らなければならぬ。それでも上げなければならないといふことです。

おそれらぬと、どうとも上げなければならないといふことです。

ておるのです。このように思つて、

そういう負担が増大する分についての負担額の一部を、地方民に負担してもらうといふような案を考えられたこと

はないでしょうか。

○津田参考人 ただし先ほどちょっと申し落しましたが、現在の購読料はマル公でござります。もしもこういふふうにいろ／＼出費が余分に多くなればならない。そうすれば購読料をどう負担させるということになりますと、現行の新聞の定価の構成要素である販売手数料がどうしても上らなければならぬ。それでも上げなければならないといふことです。

おそれらぬと、どうとも上げなければならないといふことです。

うかをただしておきたいのであります。

○浦島政府委員 第一点の小包の重量を六キロまで拡張するため、従業員に対する対策いかんといふ御質問であります。が、この点につきましては、戦前においては六キロまで取扱いをいたしましたのであります。が、戦時中の事情によつて四キロまで重量制限をせばめたのでござります。しかし今日の状態におきましては、六キロまで広げましても業務運営上においてはさほど支障がない。むしろ国民が小包を利用されるのについて、より一層便益になる次第でありますので、今回この六キロまでの、すなわち従来よりも二キロだけ重量を重くしたものを取り扱うということにした次第でございます。しかかも重量別による小包の利用者の多いのは、今日においては二キロまでが一番多いのであります。従つて四キロか六キロまでの分がどの程度あるか、これは一応の見込みでございますが、戦前の状況からいたしますと、総小包数のわずか3%にすぎない程度でござりますので、特にこのために現状においては人員を増加するまでの必要もないかと思うであります。しかしながら、将来やはり重いものがたくさん出るようになると、現在の人員で仕事ができないということになりますれば、考え方だければなりませんが、とにかく過去の経験からいたしまして、わずか総数の3%程度でござりますので、現在の人員で十分やつて行けるという考え方を持つてゐる次第であります。

増し、人をふやす必要があるのではな
いかという御議論でござりますが、こ
の点についても、やはり戦前の小包速
達を取扱つていたその当時の状況から
見て、戦前の総小包物数も平均すると
○・○一七という程度でございまして、
數にいたしまして五十三万九千通程度
でござりますので、これまた現在の人
員の配置におきまして、この程度でござ
いますと特に人をふやすという必要
もないのじやないかと思うのであります
す。しかしながら、やはり物数とい
ものは、国民側の利用によりまして増
減があるわけであります、どんづら速
達小包が利用されまして、物数がふえ
て参りますと、やはりこれに対しまし
て人員の配置等について善処しなけれ
ばならぬと考えておる次第でございま
す。

に地帯制の料金制をとつた次第でござります。しかしながらこの地帯によります、また重量別によります料金は、できるだけやはり郵便の仕事におきましては簡便でなければならぬ、お互いに局側も、また利用される公衆側におきましても、最も簡便でわかりやすい、ということが郵便料金をきめる上において最も必要な次第であります。そうして距離による増し方は十円といたしたのであります。この距離による増し方は十円で、重量によります増し方が十五円といふように差異がありますことは、これは一番近いところ、第一地帯で、いわゆる今度の改正によりまして市内小包と相なりますいわゆる同一市町村内、あるいは同一郵便区域内の料金につきましては、現在二十五円、それから四十円、いわゆる十五円の増しになつておるわけであります。しかもこの一番最短距離間の料金につきましては特に料金をいじりませずに、この範囲を従来は六大都市だけの市内でありますのが、全国の市町村全部につきまして適用範囲を拡張いたしまして、料金の通減をはかつた次第であります。一番最低の料金の最初の出発が十五円刻みになつておりますので、やはり重量による区別も十五円刻みになつております。従つて各地域における重量別の料金も同じような十五円刻みとした方が公衆側も郵便当局側も簡便ではあります。いかということが一つであります。それから距離別による十円の上り方につきましても、第一地帯の中で、いわゆる同一市内以外のところにつきまして

は、二キログラムまでは二十五円、これは現在の料金とかわらないわけであります。これは料金をいぢらないで、そのままえ置いた次第であります。従いまして、いわゆる同一市内が二十円、五円でありますと、そのほかの第一地帯が三十五円、つまり十円の開きであります。従つて第二地帯、第三地帯、第四地帯も十円刻みにしたい、こういうふうに料金の簡易化ということが一つの考え方になつております。

○愛田委員 遠隔の地になるほどこうした文化的な面における負担が過重になるとといふことは、先ほどの新聞の送達においても同じことが言えるのですが、山間僻地に郵便局舎のあるところはあるいは遠いところにあるところは、むしろそうした意味において恩恵を多く与える必要があると思うのであります。もちろん運搬その他における負担の比率は、ずっと遠隔に行くほど過重になることは当然であります。郵便政策の立場から、山間僻地にある者も、都市にある者も同じ料金で小包の配達がされ、または新聞紙等も同じ料金で読めるというようなことが、社会政策の立場からいつても妥当ではないかと考えますが、この問題について特に地域給の問題なども、ずっと山間僻地にある者はむしろ僻険の地として特別の手当がいるというような議論もある今日でありますから、この点郵政当局としては、何か実際かかる経費の問題について、そうした交通不便などを考慮する、遠隔な地域の者に対する公平な負担という問題をお考えになつたとはございませんか。

○浦島政府委員 御承知のように、郵便事業は公共事業でありますので、今

益性を持つことは当然でありますし、かしながら、いわゆる通常郵便物の親書等とは違いまして、多少小包は物件の送達という性格を持つておる次第であります。従つて送達に要する経費等も、距離によりまして違うことは当然であります。できますならば、最も科学的、合理的な原価計算をいたしまして、そろして最も妥当な料金を決定すべきであります。これは郵便料金全体についての問題であります。目下郵政省としては検討いたしておりますが、とにかく今回の改正は、現在の均一制の料金のその全国平均の建前からいたしまして、多少でもいわゆる物件送達の郵便料金を合理的、基本的な料金のもとに、その第一歩に着手したいという意味から、今回地帶制をとった次第であります。従いまして、これを科学的な原価計算から、行きますと、当然遠いところはそれだけ経費がかかりますので、いわゆる受益者負担といいますか、それだけ利用価値があり、またそれだけ経費がかかるところは、それだけ多く負担していただくということがほんとうの公平の観念ではないかと思います。

を得たい、こういう場合に、やはりこの制度が利用されます。必要があればだれでも利用できますから、ある特定の人だけの便宜をはかつたということはないと思ひます。

包はがきについて質問したのと逆な方向に行つておると思いますが、私設小包はがきをつくることを認めなかつたことと、それから特定の料金受取人払い制度を認めるのは逆に考えられると思ひますが、それはそれといたしまして、一応私の質疑はこれで打切りたいと思います。

○池田委員長 他に御質疑はありますせんか。——別に質疑もないようでありますので、これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

いま、本案に対する自由党、国民民主
党及び日本社会党の共同修正案が白井
委員より委員長の手元に提出されました。
これは印刷物として各委員に配付
いたしました通りであります。以上御
報告いたします。

郵便法の一部を改正する法律案に対する修正案
郵便法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第二十三条の改正規定中「第三項第一号中「号を逐つて」の下に「毎号千部以上を、同項第三号中「目的」とし」の下に「広告掲載部分が印刷部分の三分の一以下のもので、」を加え、同条」を削る。

○白井委員 各党の共同提案の形によりまして修正案が上程されて参つたわけではありませんが、この第三種郵便物の認可条件は、現行の規定で運用する上において大して支障がないと思うばかりでなく、さらに第二十三条第三項第一号中の「毎号千部以上を」及び同項第三号中の「広告掲載部分が印刷部分の三分の一以下のもので」、この二条一件を加えることには相当研究の余地が多いと思います。よつてこの際これを明文化することは不適当思いますから、右の意見を申し上げます。

○池田委員長 これにて修正案に対する趣旨説明を終りました。引続き討論に入ります。

なおこの際、前回の委員会で質疑を終了しております郵便振替金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案の三案を追加し、ただいま議題となつております郵便法の一部を改正する法律案、及び本案に対する修正案とともに一括議題として討論に付します。討論は通告順によつてこれを許します。田島ひで君。

○田島(ひ)委員 本四法案を一括いたしまして、共産党を代表して反対いたします。

特に郵便法の一部を改正する法律案は、その趣旨によりますと、郵便事業の円滑な運営とサービスの改善をはかるためといつておりますが、実際には、郵政事業の根幹であります日曜配達を現に廃止して、大衆サービスの剝奪をしているというようなわけで、その趣旨とは矛盾することが行われております。第二に、第三十一条の常制は、

一番利用価値の多い第三地帯では、実際には七割の料金の値上げになつております。現行法による料金は、わざかにその利用価値のない第一地帯だけになつております。こうした莫大な料金の値上げは——郵便料の値上げが実際にには諸物価の値上げになりますことは、この前郵便料を値上げいたしましたときに、わが党としてはすでにそのことを申し述べておいたのであります。が、この値上げによつてやはり諸物価の値上げを伴うことを予想しなければならないと思います。特に本法案を実施されると、一般的の利用者の不便ばかりでなく、定員法以来従業員が非常に少くなつて、労働強化になつております現従業員が、一層複雑な事務上

とによって、あるいは小包速達の制度をつくることによつて、もちろん文化生活がだん／＼高くなつて来るのですが、これを利用する国民が非常に増大することはもう当然のことです。先ほど申された全小包数の中でごく一部しか今回新しく規定されるものに該当するものがないということは——漸次それが拡大されることは予想されるとだし、また今申されたように、戦前でも小包は 3% の重量制限があり、また速達でも一・ 7% の制限があつた。それを今再開すれば、その比率がずっと上まわることは当然です。ところが現在の人員を増加しないままでこれを負担することになると、過重の負担になることは、いまさらここで議論する余地がないのであります。こういう問題について、日曜の配達を中止するとか、いろいろ従業員に非常な不安と動揺を与える心配があると思います。この法案の実施とともに当然起るところの従業員の待遇の問題をあわせ考慮して、健全な郵政の遂行をはかれるよう、政府に一段の努力を要望して、この郵便法の一部改正法律案について社会党を代表して賛成するものであります。

以上、四法案に対し賛成の意思を表明し、なお修正の部分については当該成の意思を表明いたします。

を改正する法律案、以上三案を一括して採決し、次に郵便法の一部を改正する法律案の共同修正案を採決し、最後に原案について採決をいたします。

それではまず郵便振替金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案及び郵便貯金法に基づいて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案を行います。右三案の原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○池田委員長 起立多數、よつて右三案は原案の通り可決いたしました。

次に郵便法の一部を改正する法律案の白井委員提出による共同修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○池田委員長 起立多數、よつて本修正案は可決いたしました。

次にただいま修正と決しました部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

○池田委員長 起立多數、よつて郵便法の一部を改正する法律案は修正議決いたしました。これは先例によりまして委員長に御一任を願いたいと存じま

なおこの際本日議決いたしました法律案の委員会報告書の件についてお諮りいたします。これは先例によりま

○池田委員長 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。
本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十八分散会

↓

〔参照〕
郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年四月十四日印刷

昭和二十六年四月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所